

議員提出議案第10号

農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成31年3月19日

提出者 秩父市議会議員 大久保 進

賛成者 秩父市議会議員 小 櫃 市 郎

同 新 井 重一郎

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

## 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

政府は2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げている。そのような中、2012年に4,497億円だった輸出額は2017年には8,071億円と順調に推移しており、直近の2018年の輸出額も目標の1兆円に限りなく近づくものと期待されている。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、所得の向上に結び付けるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要がある。

そのため、2016年に政府がとりまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者や食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取り組みが行われるべく、政府においては下記の項目を実現するよう強く要望する。

### 記

- 1 市場情報の一元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確立・導入を行うこと。
- 2 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストな物流体制の構築を図ること。
- 3 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点、におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

秩父市議会議長 木村隆彦

内閣総理大臣 様  
農林水産大臣 様  
経済産業大臣 様  
外務大臣 様

議員提出議案第11号

食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成31年3月19日

提出者 秩父市議会議員 本橋 貢

賛成者 秩父市議会議員 小櫃 市郎

同 新井 重一郎

同 出浦 章恵

同 清野 和彦

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

## 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄されている、いわゆる食品ロスの削減は、今や我が国において喫緊の課題と言える。国内で発生する食品ロスの量は年間 646 万トン（2015 年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上る。政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を 2030 年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取り組みや意識啓発は、いまや必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることが出来る食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことが重要である。

よって国におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

### 記

- 1 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
- 2 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。
- 3 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 19 日

秩父市議会議長 木村 隆彦

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
消費者及び食品安全担当大臣 様  
農林水産大臣 様  
経済産業大臣 様  
厚生労働大臣 様  
文部科学大臣 様  
環境大臣 様

議員提出議案第12号

国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成31年3月19日

提出者 秩父市議会議員 桜井 均

賛成者 秩父市議会議員 小櫃 市郎

同 新井 重一郎

同 大久保 進

同 清野 和彦

秩父市議会議長 木村 隆彦 様

## 国民健康保険に対する国庫負担の拡充を求める意見書

2018年4月1日から国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されたが、「低所得者が多数加入する医療保険なのに、保険税が高い」という国保の「構造的問題」は解決できていない。

本県では63市町村のうち31市町村が今年度から税率改正を行い、43市町村が賦課限度額を引き上げている。しかも、単年度での赤字解消が困難と認められる場合は「2018年度から2023年度までの6年間で段階的な目標を設定する」という県の「国民健康保険運営方針」を受けて、来年度から「赤字解消・削減」を理由に一般会計からの法定外繰り入れを削減し、国保税の引き上げを検討している自治体も少なくない。高すぎる保険税（料）の問題を改善するどころか、さらなる負担増と徴収強化を推進する「都道府県化」では、住民の困難と矛盾は深まるばかりである。

国保制度がスタートした当初、政府は「無職者が加入」し、「保険料に事業者負担がない」国保を制度として維持するには「相当額の国庫負担」が必要と宣言していた（社会保障制度審議会「1962年勧告」）が、現在は国保の総会計に占める国庫支出金の割合は80年代の50%から20%台までに引き下がっている。

国は今回の都道府県化にあたって、「公費拡充による財政基盤強化」として、毎年約3,400億円の財政支援を約束したが、「国保の構造的な問題」を解決するには、国庫負担率を大幅に引き上げる以外にない。

よって国においては、国保税（料）を他の被用者保険並みの負担に引き下げするため、国民健康保険に対する定率国庫負担の割合を計画的に増やすよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

秩父市議会議長 木村 隆彦

内閣総理大臣 様

厚生労働大臣 様

財務大臣 様

議員提出議案第13号

消費税の10%への増税中止を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成31年3月19日

提出者 秩父市議会議員 山 中 進

賛成者 秩父市議会議員 出 浦 章 恵

同 桜 井 均

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

## 消費税の10%への増税中止を求める意見書

安倍晋三首相は、2018年10月15日の臨時閣議で今年10月からの消費税増税を予定どおり実行すると表明した。併せて、増税による景気悪化を防ぐ対策を関係閣僚に指示した。このことは、消費税増税が国民生活や日本経済に大きな影響をもたらすことを政府自身が認めたということである。

日本経済は、2014年4月からの消費税の8%への引き上げによって深刻な消費不況に落ち込み、2014年度の国民総生産（GDP）は2013年度比でマイナスに転落、安倍首相も2015年10月に予定した10%への再増税を2回も延期しなければならなかった。

安倍首相は、今回は景気が上向いていると言っているが、日本経済の6割を占める家計消費は落ち込んだままである。安倍内閣のもとで2人以上世帯の実質消費支出は増税前に比べ21万円減った。この根本には、安倍政権のもとでパートを含む労働者全体の実質賃金が18万円減ったという事実がある。消費と所得という暮らしと経済の土台が悪化しているのである。

安倍首相は、一部の食料品の税率の据え置きや「教育無償化」など消費の落ち込みに対策を取るのだから、影響は抑えられるというが、国民生活と経済の土台が改善しない限り、どのような対策をとっても消費税増税がもたらす影響は甚大なものにならざるをえない。消費税は低所得者ほど負担が重い逆進的な税金で、自動車や住宅の税金を減税しても、多くの国民にはほとんどその恩恵はない。

また、いま中小商工業者のなかで大問題になっているのが、「軽減税率」導入にともなう「インボイス制度」の導入である。これにより500万ともいわれる免税業者が取り引きから排除されたり、新たに納税義務と煩雑な事務負担を伴う課税業者にならざるをえなくなる。また、雇用契約がない請負労働者や建設職人などにも深刻な影響が生じる。「インボイス」の導入には、日本商工会議所を含めて、中小企業団体、商工団体がこぞって反対している。

よって政府におかれては、10月の消費税増税は中止し、経済の立て直しと歳入・歳出の見直しで、消費税に頼らない税制を実現することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

秩父市議会議長 木村 隆彦

内閣総理大臣 様  
財務大臣 様

議員提出議案第14号

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の  
処遇改善を求める意見書

秩父市議会会議規則第14条の規定により、次のように提出します。

平成31年3月19日

提出者 秩父市議会議員 赤 岩 秀 文

賛成者 秩父市議会議員 堀 口 義 正

同 金 崎 昌 之

同 桜 井 均

同 笠 原 宏 平

秩父市議会議長 木 村 隆 彦 様

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持及び放課後児童支援員等の処遇改善を 求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後等に安全に安心して生活できるための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものである。児童の安全を確保するためには、児童を見守る職員の体制が万全である必要がある。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対応する職員のほか、その職員以外の児童に対応する者が必要になるなどの理由から、職員の複数配置が必要とされている。また、放課後児童支援員等については、研修等により資質を向上させていくことが必要とされている。これらの職員の配置等については国が基準を定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべき基準とされている。

一方、地方分権改革の提案募集において、全国的に放課後児童クラブの人材不足の深刻化により支障が生じているとして、当該従うべき基準の規制緩和を求める提案が地方から国に提出された。これを受け、国は、当該従うべき基準を参酌化することとした。

仮に、当該従うべき基準を緩和して職員1名で多くの児童を受け持つことになった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。そもそも放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、このための最低基準として当該従うべき基準が定められたものである。これを単に放課後児童クラブの人員の確保が難しいという理由から緩和すべきではない。

また、放課後児童クラブにおける児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的な確保とその質の向上が不可欠である。そのため、国においては経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を始めたが、その要件が厳しいことから事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇の改善はいまだ不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

### 記

- 1 放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準については、児童の安全が確保されるよう堅持すること。
- 2 放課後児童支援員等について、給与等の処遇の改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成31年3月19日

秩父市議会議長 木村隆彦

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
少子化対策担当大臣 様  
男女共同参画担当大臣 様  
地方創生担当大臣 様